

教 育 警 察 委 員 会 の 概 要（ 教 育 ）			
開 催 年 月 日	令和8年7月6日	開 会 、 閉 会 時 間	13時15分から 14時15分まで
委 員 の 出 欠	出席：平野(祐)委員長、山内副委員長 伊藤(正)委員、森(正)委員、小原委員、国枝委員、和田委員 欠席：なし		
(付託案件の可否)			
(条例その他) 議第82号 スクールバスの取得について (可決)			
議第83号 パーソナルコンピュータの取得について (可決)			
議第84号 学校間総合ネット機器の取得について (可決)			
(質疑の内容)			
発 言 者	発 言 内 容		
【条例その他】			
	(質疑なし)		
【報告】 令和7年度岐阜県一般会計繰越明許費繰越計算書			
	(質疑なし)		
【報告】 令和7年度「清流の国ぎふ」創生総合戦略に係る実施状況について			
	(質疑なし)		
【陳情】 高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情			
	(意見なし)		
【その他報告】「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」の実現に向けた本県の取組について			
和 田 委 員	本取組における事業評価のスキームはどのようなになっているのか。		
教育総務課 教 育 主 管	KPI を拠点校ごとに設定している。定期的に点検会議を行うことで、検証を行っていく。		
和 田 委 員	岐阜工業高校に新築する実習棟は学校のどこに建設するのか。		
教育総務課 教 育 主 管	正門を入れて奥に進んだところにある古い実習棟の一つを解体し、そこに新たな実習棟を建設する。現状の建物より少し小さいサイズのものを考えている。		
和 田 委 員	解体費は本事業費に含まれているのか。		
教育総務課 教 育 主 管	含まれている。		

伊藤（正）委員	岐阜工業高校での取組について、中学生や保護者に対して、どのようにその魅力を伝えていくつもりか。
教育総務課 教 育 主 管	今回の取組は、岐阜工業高校を拠点校と位置付けたことに加え、地元の複数の小中学校を協力校として位置付けている。また、高校生が小中学校へ出向いて出前講座を行うほか、児童生徒や保護者を成果発表会に招待するなど、高校の魅力が直接伝わるよう取り組んでいく。
伊藤（正）委員	県内の工業高校生は、岐阜工業高校に新設される施設等を利用できるか。
教育総務課 教 育 主 管	他校の教員も含め、利用可能である。また、移動可能な実習機器については、協力校となる高校へ貸し出し、共同活用を進めたいと考えている。こうしたことにより、岐阜工業高校の取組を県内の工業高校に広く行き渡らせていきたい。
平野（祐）委員長	高校教育改革の横展開のスケジュールについて教えてほしい。
教育総務課 教 育 主 管	国からの事業費の交付手続きが９月頃の予定であるため、本格的な実施は来年度からと考えているが、一部のプログラムについては今年度の冬から先行して行い、今の在校生にも新たな学びの機会を提供していきたいと考えている。
平野（祐）委員長	事業費としては、実習棟の建設などのハードの部分の割合が大きいと思うが、ソフトの部分も重視していただくようお願いしたい。
【その他報告】「部活動における校外活動時の生徒の移動手段及び乗車車両の実態調査」の結果概要について	
和 田 委 員	６月末に文部科学省・国土交通省が新たに作成した、自家用車・レンタカー利用時の「安全管理チェックシート」を提供いただくことは可能か。
体育健康課長	安全管理チェックシートは事前確認用と当日確認用の２種類あり、いずれも提供可能である。（委員会終了後、書記を通じて委員に提供済み。※チェックシートは文部科学省ホームページに掲載）
森（正）委員	学校長が遠征を許可するとのことだが、事故があった場合、学校長の責任になるのか。その場合、学校長は許可が出しにくくなり部活動自体が縮小していかないか。
体育健康課長	教育課程外の部活動の遠征については、顧問が生徒の意向も大切にしながら計画している。学校長はそうした事情も考慮しながら判断することになるが、遠征が真に必要な慎重に判断してもらうようお願いしている。ただ、遠征の回数が増えた場合等には、顧問の健康管理も含めて判断していくことが大切であり、学校長の役割は大変大きなものとなる。県教育委員会としても、学校に対しルールを示していきたい。
森（正）委員	年間を通して遠征の回数を制限するような仕組みを作るということか。
体育健康課長	回数を制限することは現在検討していない。野球でいうと、最近は夏の大会に向けて盛んに遠征を実施している。一方で、主要な大会が開催されない冬の時期は遠征を控え、学校内で活動するなど、年間計画を通して適切な遠征の在り方を考えていきたい。
森（正）委員	学校長が遠征を許可した場合、事故が起きたら学校長の責任となるのか。
体育健康課長	学校での責任者は学校長であるため、実態を把握した上での対応をお願いしているが、県立学校であるため、県教育委員会としても責任をもって対応していく。
国 枝 委 員	今回のような調査は、今まで実施されていないのか。

体育健康課長	実施していない。
国 枝 委 員	遠征の移動手段が車両利用の際に、教職員の運転によるものが８割であったことは、今回の調査で初めて分かったのか。
体育健康課長	今回の調査で明らかになった。
国 枝 委 員	教職員運転の車両はどのような車両か。
体育健康課長	顧問の自家用車も含まれるが、多くがレンタカーや同窓会・保護者会所有の車両である。
国 枝 委 員	教職員の運転による片道 100 k m 以上の日帰り遠征は 1, 072 回実施されているが、誰がどれだけ運転しているかについては調査しているのか。
体育健康課長	今回の調査では、県立学校の部活動ごとの調査のため、個人を特定する調査は実施していない。複数の顧問がいる場合、どの顧問が運転したかまでは把握していない。
国 枝 委 員	部活動指導手当が十分な額でない状況で、各学校が持っている予算を業者との契約にも使えるよう、財源の確保をお願いしたい。 また、部活動の運営に当たっては、学校によって大きな差がある。県立学校ということで平均化していくのか、特色のある学校を手厚くしていくのか等、今回の調査を受けて対策を考えているのか。
体育健康課長	財源確保や部活動の運営方式については、調査結果を踏まえて今後検討していく課題であると認識している。多くの都道府県では、遠征に係る旅費の補助について、岐阜県と異なる方式をとっていることは把握している。各都道府県の最新の取組状況を注視して、岐阜県にとって最も良い方法を検討していく。
山内副委員長	部活動の移動中の怪我については、保険の対象となるか。スポーツ傷害保険には全員加入しているのか。
体育健康課長	部活動の移動中の怪我については、日本スポーツ振興センターの保険の対象となる。但し、車での事故については、車両保険が優先して利用されると認識している。
山内副委員長	スポーツ傷害保険の加入は必須ではないということか。
体育健康課長	お見込みのとおり。個別で対応しているものである。
平野（祐）委員長	中学校において、部活動の地域展開により、土日の部活動に学校が関わらない状況で遠征中の事故が起きた場合、責任者は地域クラブになるのか、学校になるのか。
体育健康課長	地域クラブについては、今後、市町村が「認定地域クラブ活動」として認定することになる。そうなった場合、市町村教育委員会、あるいは市町村が責任を負うものと承知している。
平野（祐）委員長	部活動の地域展開に当たっては、全ての責任を保護者等の個人が負うことがないようにすること、また、責任の所在を明確にすることについて、市町村を含めた運営団体に対しお願いしたい。

【その他】	
国 枝 委 員	県立高校教諭の自死事案に係る公務災害認定について、本事案は、令和４年７月２５日に公務災害認定を請求されたが、教育委員会の意見には「公務による強度のストレスは認められない、公務起因性を判断することは困難」と記載されていたとのことである。そのうえで、遺族によると、令和３年７月や、１０月には、高ストレスであったとか、うつ病を示唆する内容の手紙があったとのことであるが、教員の方々の時間外勤務の調査については、現状として正しくなされているのか。
教育管理課長	事務職員であれば、通常はパソコンのログで出退勤時間を管理するが、現場の教員の方々の時間外在校等時間については、平成３０年度から出退勤管理システムを導入し、システムに出退勤時刻をスマートフォンやパソコンで入力して管理している。自死された教諭については、特に平日の退勤時刻が正確に把握できていなかったことから、本事案を受けた岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会の提言に基づき、現在では、システムの入力時間と部活動実績簿との照合により、勤務時間を正しく把握するようにしている。
国 枝 委 員	自死された教諭は、自死の半年前の時間外在校等時間が９７時間４５分であり、そのほとんどが部活動によるものであった。令和３年１０月に、高ストレスの認定や、うつ病であることが示唆されていたにもかかわらず、公務災害認定請求における公務に起因しないという判断は、どこでなされたのか。
教育管理課長	令和３年度に実施したストレスチェックにおいて、「高ストレス」と判定されたことから、本人の意向を踏まえて精神科医師の面接指導が行われた。その結果、指導区分は「措置不要」、就業上の措置に係る意見は「通常勤務」との判定であり、かつ、この時期は、時間外在校等時間がピークの時期であったことから、公務に起因する高ストレス状態にあったとの判断はできなかった。
国 枝 委 員	教職員の皆さんの健康があつての部活動でもあることから、今後の取組が、時間外在校等時間の把握だけで本当に許されるのか。抜本的な見直しが必要なのではないか。
教育管理課長	委員ご指摘のとおり、時間外在校等時間の正確な把握はもとより、岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会の提言を踏まえ、医師の面接指導を受けた方について、県教育委員会の保健師が定期的に現状を把握するようにしている。また、医師の面接指導の結果について、事務局から学校へ共有し、学校現場においても高ストレスにある方へのフォローが丁寧に行われている。
国 枝 委 員	現在、高ストレスを抱えている教職員の方はどれくらいいるのか。
教育管理課長	昨年度のストレスチェックの結果、高ストレスと判定された教職員は３９２人である。
国 枝 委 員	高ストレスの理由は、部活動に限らないという理解でよいのか。
教育管理課長	お見込みのとおり。
平野（祐）委員長	今年度は学校の統廃合の話も含めて、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）の実現に向けた取組に関して、いろいろな話が進んでいく一年である。今後、この委員会において、取組の進捗報告にかかる時間を設けていただきたい。